

子育て支援施設の対応《5月25日～5月31日》

施設種別	対 応
<p>★保育所・認定こども園等（私立含む）</p> <p>※小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭保育園を含む。</p>	<p>○教育認定児童については、5月31日までの臨時休業期間中、週1回の分散登園を実施。（ただし、保育認定を受けて教育認定を利用する児童については、保育認定児童の取扱いに準じた対応とする。）</p> <p>○保育認定児童については、登園の自粛要請を解除する。</p>
<p>★放課後児童クラブ</p>	<p>○小学校の臨時休業期である5月31日までの間、利用制限（3年生までの児童と特別支援学級に在籍し、家庭で過ごすことが困難な児童に限定）を行ったうえで、登会自粛をお願いする。</p> <p>○小学校の再開に合わせて利用制限及び登会自粛のお願いを解除する。</p>
<p>★子育て支援センター</p> <p>★子育て世代包括支援センター“ぽかぽか”</p> <p>★児童館</p> <p>★児童センター</p>	<p>○5月27日（水）からオープンスペース（屋内遊技場）について、事前予約による利用を再開する。</p>